

武力攻撃事態対処法の構成(国民保護法成立後)

< 第1章 総則 >

- ・武力攻撃事態等への対処に関する基本理念
- ・国、地方公共団体等の責務
- ・国と地方公共団体との役割分担
- ・国民の協力

< 第3章 武力攻撃事態等への対処に関する 法制の整備 >

< 第2章 武力攻撃事態等への対処の ための手続等 >

- ・対処基本方針
 - ・対処基本方針に定める事項
 - ・内閣総理大臣の承認
 - ・対処基本方針案の作成と閣議決定の求め
 - ・対処基本方針の国会承認
 - ・対処基本方針の公示
 - ・対処基本方針の廃止
- ・対策本部
 - ・対策本部の設置
 - ・対策本部の組織
 - ・対策本部の所掌事務
 - ・対策本部長の権限(総合調整)
- ・内閣総理大臣の権限
 - ・地方公共団体等への指示
- ・損失に関する財政上の措置
- ・安全の確保
- ・国連安保理事会への報告
- ・対策本部の廃止

< 第4章 緊急対処事態その他の緊急事態 への対処のための措置 >

- ・緊急対処事態対処方針
 - ・緊急対処事態の定義
 - ・緊急対処事態対処方針に定める事項
 - ・緊急対処措置の定義
 - ・緊急対処事態対処方針案の作成と閣議決定の求め
 - ・緊急対処事態対処方針の国会承認
 - ・緊急対処事態対処方針の公示
 - ・緊急対処事態対処方針の廃止
- ・緊急対処事態対策本部の設置
- ・緊急対処事態への準用
(基本理念、国、地方公共団体の責務、国と地方公共団体との
役割分担、国民の協力、対策本部、安全の確保 等)
- ・その他の緊急事態対処のための措置
 - ・武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処
 - ・情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実、警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化 等